

重要事項説明書

(介護保険事業所番号 3590700203)

当該事業所はご契約者に対して指定小規模多機能居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。
※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

(1) 法人名	合同会社 Arana
(2) 代表者氏名	浅本 香織
(3) 法人所在地	山口県下松市大字西豊井 617 番地 1
(4) 電話番号	0833-57-0538
(5) 設立年月日	平成30年12月7日

2. 事業所の概要

(1) 名称	あらなほ一む
(2) 所在地	山口県下松市大字西豊井 617 番地 1
(3) 電話番号	0833-57-0538
(4) 管理者氏名	新明 貴子
(5) 事業の目的	合同会社 Arana が設置する指定小規模多機能型居宅介護「あらなほ一む」において実施する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び介護従業者が、要支援、要介護状態の利用者に対して、適切な指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とします。
(6) 運営の方針	介護保険法令に従い、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や、希望に応じて随時訪問や宿泊を柔軟に組み合わせ、サービスを提供します。
(7) 登録定員	29名（通いサービス定員18名、宿泊サービス定員9名）

(8) 居室等の概要【当事業所では、以下の居室、設備をご用意しています。宿泊サービスに利用される居室は個室です。】	
居室・設備の種類	備 考
宿 泊 室	全室個室（ベッド、棚、エアコン完備）9部屋
ホ ー ル	85.51㎡
台 所	27.13㎡
浴 室	一般浴室、特殊浴室
消防設備	自動火災報知機 非常通報装置 誘導灯 消火器 スプリンクラー

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設、設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域	下松市
(2) 営業日及び営業時間	
営 業 日	年中無休
通いサービス	6時から21時
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	16時から9時

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置（指定基準遵守）しています。

職	職務内容	人数
管理者	1 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。 2 法令等に規定されている指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤1名 (介護職員、と兼務)
介護支援専門員	1 利用者、その家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、居宅サービス計画及び指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成をします。 2 地域包括支援センター、居宅介護サービス事業所、医療機関等他の関係機関との連絡、調整等を行います。	常勤1名 (介護職員、と兼務)

看護従業者	1 登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行います。	非常勤1名以上 介護従業者と兼務
介護従事者	1 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、登録者に対し、日常生活上の世話、必要な介護、支援を行います。	常勤5名以上

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。提供するサービスについては、以下の2つの場合があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合(介護保険給付の対象となるサービス) (2) 利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合(介護保険給付対象とならないサービス) |
|--|

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

サービス区分と種類	サービスの内容
小規模多機能型居宅介護計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護支援専門員は、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービス提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、援助の目標、当該目的を達成するための具体的サービス内容を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成します。 2 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとします。 3 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付するものとします。 4 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとします。

相談・援助等	1 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。
--------	--

◎通い・宿泊サービスに関する内容

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

介護サービス	<p>食事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供及び食事の介助を行います。 ・ 調理場で利用者が料理することが出来ます。 ・ 食事は食堂でとって頂くよう配慮します。 ・ 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 ・ 食事サービスの利用は任意です。 <p>入浴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴（全身浴、部分浴）又は清拭を行います。 ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。 ・ 入浴サービスの利用は任意です。 <p>排泄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状況に応じ適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 <p>見守り等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安否確認等を行います。
健康のチェック	<p>血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。</p>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の能力に応じて、食事、排泄、入浴等の日常生活動作、レクリエーションや体操等を通じた訓練を行います。 ・ 利用者の状況に適した機能訓練を行い身体機能の低下を防止するよう努めます。
送迎サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 <p>但し、道路が狭い等の事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。</p>

◎訪問サービスに関する内容

- 利用者の居宅にお伺いし、食事や排泄、入浴等の日常生活上の世話を行います。
- 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
- 利用者の居室掃除、洗濯を行います。
- 利用者の安否確認を行います。
- 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気含む）は無償で使用させていただきます。

《小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為》

※小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族からの金銭、預金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービスの提供（大掃除、ペットの散歩等）
- ⑥ 利用者居宅にての飲酒、飲食、喫煙
- ⑦ 身体拘束、利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ 利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

◎利用料金(利用料金が介護保険から給付される場合)

・通い、訪問、宿泊をすべて含んだ（介護保険適応分）1ヶ月単位の定額費用です。

定額料 要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	3,450 単位	34,500 円	3,450 円	6,900 円	10,350 円
要支援2	6,972 単位	69,720 円	6,972 円	13,944 円	20,916 円
要介護1	10,458 単位	104,580 円	10,458 円	20,916 円	31,374 円
要介護2	15,370 単位	153,700 円	15,370 円	30,740 円	46,110 円
要介護3	22,359 単位	223,590 円	22,359 円	44,718 円	67,077 円
要介護4	24,677 単位	246,770 円	24,677 円	49,354 円	74,031 円
要介護5	27,209 単位	272,090 円	27,209 円	54,418 円	81,627 円

※同一建物の場合(住宅型有料老人ホームARANAに居住している場合)

定額料 要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	3,109 単位	31,090 円	3,109 円	6,218 円	9,327 円
要支援 2	6,281 単位	62,810 円	6,281 円	12,562 円	18,843 円
要介護 1	9,423 単位	94,230 円	9,423 円	18,846 円	28,269 円
要介護 2	13,849 単位	138,490 円	13,849 円	27,698 円	41,547 円
要介護 3	20,144 単位	201,440 円	20,144 円	40,288 円	60,432 円
要介護 4	22,233 単位	222,330 円	22,233 円	44,466 円	66,699 円
要介護 5	24,516 単位	245,160 円	24,516 円	49,032 円	73,683 円

※利用者の体調の変化等により指定小規模多機能型居宅介護計画に定めた日よりも利用が多かった又は少なかった場合でも、日割りでの割引、減額増額は致しません。

※月の途中から登録した場合及び月の途中で登録を終了した場合にはその期間に応じて日割りした利用料金をお支払い頂きます。

※介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※登録日とは、利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日で、登録終了日とは、利用者と事業所の利用契約を終了した日です。

◎短期利用

※緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応(短期利用居宅介護) 宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用を可能となります。

◎短期利用料金(利用料金が介護保険から給付される場合)

要介護度	利用料金	1日当たり自己負担額(1割)	1日当たり自己負担額(2割)	1日当たり自己負担額(3割)
要支援 1	4,240 円	424 円	848 円	1,272 円
要支援 2	5,310 円	531 円	1,062 円	1,593 円
要介護 1	5,720 円	572 円	1,144 円	1,716 円
要介護 2	6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円
要介護 3	7,090 円	709 円	1,418 円	2,127 円
要介護 4	7,770 円	777 円	1,554 円	2,331 円
要介護 5	8,430 円	843 円	1,686 円	2,529 円

(以下の要件を満たすと短期利用居宅介護が利用できます)

☆ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。

☆ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。

☆ 指定小規模多機能型居宅介護等が提供するサービス提供が過少である場合の減算を受けていないこと。

☆ 指定基準に定める従業者の員数を置いていること。

◎その他の加算（利用料金が介護保険から給付される場合の自己負担額）

初期加算	1日当たり	1割	2割	3割
	30単位	30円	60円	90円
<ul style="list-style-type: none"> ・登録した日から起算して30日以内の間 ・30日を超える入院後に再び利用を開始した場合 				
総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	1月当たり	1割	2割	3割
	1,200単位	1,200円	2,400円	3,600円
<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること ・利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること ・日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること ・必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること ・地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること 				
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （短期利用も算定）	1月当たり	1割	2割	3割
	640単位	640円	1,280円	1,920円
<ul style="list-style-type: none"> ・すべての従業者に対し、個別の研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 ・利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること。 				

	・従業者の総数のうち介護福祉士が50%以上であること
介護職員処 遇改善加算 I (短期利用も 算定)	利用総額の14.9%

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス (以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者の負担となります。)

宿泊に要する費用	1泊につき2,400円
食費に要する費用	朝食 350円 昼食 600円 (おやつ代含む) 夕食 650円
おむつ代	実費を徴収する
レクリエーション活動(任意)	料金：参加費・材料代等の実費
複写物の交付(利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧出来ますが、複写物を必要とする場合は、実費をご負担頂きます。)	料金：一枚につき10円
日常生活上必要となる諸費用実費	日常生活品の購入代金等利用者の日常に要する費用で利用者に負担頂くことが適当であるものにかかる費用を負担頂きます。

6. 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の利用料金は、1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法で翌月20日までにお支払いください。(口座引き落とし日は20日です)

- ① 現金支払い ② 銀行振込み ③ 口座引き落とし

東山口信用金庫 下松支店 (普) 0202756
山口銀行 下松支店 (普) 5113727
合同会社 Arana

7. 利用の中止、変更、追加

※利用予定日の前に、利用者の都合により小規模多機能型居宅介護のサービス利用中止、変更、新たなサービスを追加することが出来ます。この場合には前日までに申し出て下さい。

※サービスの利用の追加、変更の申し出に対して事業所の稼働状況により、利用者の希望する日にサービスが提供出来ない場合、利用可能日を提示して協議します。

※介護保険給付の対象とならないサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなかった場合取消料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。

利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料（自己負担額）の100%
-----------------------	--------------------

8. 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

9. 苦情の受付について

(1) 当該事業所における苦情の受付

当該事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者） 〈管理者〉新明 貴子 受付時間 9：00～18：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

健康福祉部「高齢福祉課」介護保険係	下松大手町3-3-3 電話番号：0833-45-1831
下松市地域包括支援センター	下松大手町3-3-3 電話番号：0833-45-1838
山口県国民健康保険団体連合会	山口市朝田1980-7 電話番号：083-995-1010

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため次のとおり運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】

構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催	隔月で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成

8. 外部評価

当事業所では、外部評価を受けるため次のとおり実施します。

実施期間	1年を通して開催
評価機関	運営推進会議
評価結果の開示	あり

9. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

【協力医療機関、施設】

医療法人岸田医院会 岸田内科クリニック	下松市青柳一丁目2-1
------------------------	-------------

【災害時等の協力福祉施設】

社会福祉法人くだまつ平成会 特別養護老人ホーム ほしのさと	下松市生野屋南1丁目13-1
----------------------------------	----------------

10. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画にそって避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

防火管理者	山縣 徳雄
消防用設備	自動火災報知機 非常通報装置 誘導灯 消火器 スプリンクラー

1 1. 緊急時における対応方法

※事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとします。

※利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

※事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとします。

※利用者に対する事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

※事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

1 2. サービス利用にあたっての留意事項

○敷地入り口の駐車場側は、土砂災害警戒区域となっています。

○サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。

○事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反して破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。

○他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮ください。

○所持金は、自己の責任で管理して下さい。

○事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

附則

この規定は令和6年4月1日から施行する。

上記内容、重要事項説明書について説明を受けました。

令和 年 月 日

署名 _____